

岐阜県公報

第四百八十二号
令和六年四月五日
(金曜日)

目次

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例施行規則の一部を改正する規則

(地域振興課) 一四七^{ページ}

告示

- 恵那峡県立自然公園の公園計画の変更
(環境生活政策課) 一四八
- 恵那峡県立自然公園の公園事業の決定
(同) 一四八
- 道路の区域変更
(道路維持課) 一四八
- 土砂災害警戒区域の指定解除
(砂防課) 一四九
- 土砂災害特別警戒区域の指定解除
(同) 一四九
- 土砂災害警戒区域の指定
(同) 一四九
- 土砂災害特別警戒区域の指定
(同) 一五〇
- 保安林に指定する予定
(中濃農林事務所) 一五〇
- 土地改良区役員の就任
(岐阜農林事務所) 一五一
- 土地改良区役員の退任及び就任
(下呂農林事務所) 一五一

(岐阜農林事務所) 一五一
(下呂農林事務所) 一五一

規則

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年四月五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第三十八号

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例施行規則の一部を改正する規則

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例施行規則(平成二十八年岐阜県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項及び第六条第一項第五号中「収入」を「所得」に改める。
別記第一号様式表面中

氏名	現住所	氏名	年齢	職業	勤務先	年収(税込)

氏名	現住所	氏名	年齢	職業	勤務先	年収(税込)

ここに

改め、同様式表面備考第二号を次のように改める。

2 生計を維持する者が扶養する子の人数欄は、提出する所得・課税証明書に記載されている時点の人数を記入すること。

別記第一号様式裏面添付書類第六号中「収入」を「所得」に、「職種」を「職種（所得・継続型品職）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第百八十六号

岐阜県立自然公園条例（昭和三十九年岐阜県条例第四十五号）第七条第一項の規定により、恵那峡県立自然公園の公園計画の一部を変更したので、同条第二項において準用する同条例第六条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、変更後の公園計画は、岐阜県環境生活部環境生活政策課、恵那県事務所及び恵那市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

公園計画の変更事項

利用施設計画に次の単独施設を追加する。

- 種 類 宿舎
- 位 置 恵那市大井町字奥戸（恵那峡南側周辺）

岐阜県告示第百八十七号

岐阜県立自然公園条例（昭和三十九年岐阜県条例第四十五号）第七条の三第一項の規定により、恵那峡県立自然公園の公園事業の一部を決定したので、同条第二項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

令和六年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

公園事業の決定事項

- 一 施設の種別
宿舎
- 二 位置
恵那市大井町字奥戸（恵那峡南側周辺）
- 三 規模
区域面積 〇・二六ヘクタール
最大宿泊者数 二十人/日

岐阜県告示第百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年四月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	中之元川線	揖斐郡大野町大字野字木ノ下七四三番一地从先から同郡同町大字同字同七四四番一地从先まで	前	二〇・九 一六・七	四六・一	
		揖斐郡大野町大字野字木ノ下七四三番一地从先から	後	二〇・九 二二・三	四六・一	

同 郡同 町大字同字同
七四五番五地先まで

岐阜県告示第百八十九号

土砂災害警戒区域の指定（令和元年岐阜県告示第百三十三号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第六項において準用する同條第四項の規定により告示する。

令和六年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
串原1	恵那市串原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県恵那土木事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百九十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（令和元年岐阜県告示第百四十四号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同條第九項において準用する同條第四項の規定により告示する。

令和六年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	--------	------------------------------	---------------------

串原1 恵那市串原 次の図のとおり 急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百九十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同條第四項の規定により告示する。

令和六年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
倉知10	関市倉知	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
倉知15	関市倉知	次の図のとおり	土石流
倉知16	関市倉知	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百九十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同條第四項の規定により告示する。

令和六年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	--------	-------	---------------------

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百九十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和六年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
倉知 10	関市倉知	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
倉知 15	関市倉知	次の図のとおり	土石流
倉知 16	関市倉知	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百九十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和六年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
串原 1	恵那市串原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和六年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
関市上之保字小山四一六の一
 - 二 指定の目的
落石の危険の防止
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県中濃農林事務所及び関市市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任をした旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和六年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

就任した役員

土地改良区	土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 住	所
金谷井水	令和	六・四・一	監事	西垣 衛	岐阜市中西郷	一六九番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和六年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 住	所
萩原町土	令和	三・三・三	理事	田中 登	下呂市萩原町西上田	一一一―番地
西南部土	令和	三・三・三	同	小林 良一	下呂市萩原町西上田	一一〇―番地
地改良区	同	同	同	日下部 義一	下呂市萩原町西上田	七五八番地
同	同	同	同	島尻 光男	下呂市萩原町跡津	一九九番地

就任した役員

土地改良区	土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 住	所
萩原町土	令和	三・四・一	理事	奥田 嘉明	下呂市萩原町西上田	四六四番地
西南部土	令和	三・四・一	同	桂川 利春	下呂市萩原町西上田	四六二番地
地改良区	同	同	同	島尻 総一	下呂市萩原町萩原	七三四番地
同	同	同	同	日下部 丈仁	下呂市萩原町西上田	八六三番地
同	同	同	同	熊崎 公彦	下呂市萩原町西上田	二二六番地
同	同	同	同	阪中 康昌	下呂市萩原町西上田	三一八番地
同	同	同	同	奥田 孝男	下呂市萩原町跡津	四九四番地
同	同	同	同	青木 由明	下呂市萩原町跡津	三四九番地
同	同	同	同	田中 隆彦	下呂市萩原町西上田	一〇〇―番地
同	同	同	同	丹羽 智之	下呂市萩原町西上田	一〇二―番地
同	同	同	同	泉田 陽亮	下呂市萩原町西上田	一五九四番地

同	黒木 利夫	下呂市萩原町跡津	四八番地
同	桂川 芳文	下呂市萩原町西上田	三三二番地
同	黒木 孝	下呂市萩原町西上田	六一番地
同	日下部 堯	多治見市本町二丁目二二番地	ミツドライブスタワー多治見二二〇二
同	和田 弘和	下呂市萩原町西上田	一四七七番地
同	熊崎 和好	下呂市萩原町西上田	七〇九番地
同	熊崎 義弘	下呂市萩原町跡津	一一四番地

令和六年四月五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社